

吳市教育委員会議題  
(令和元年7月19日定例会)

吳市教育委員会

令和元年7月19日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第34号 請願書について（2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願）
- 4 教議第35号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報告第17号 専決処分について 【非公開】
- 6 報告第18号 令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜について 【非公開】
- 7 報告第19号 呉市立美術館の次期指定管理者の選定について 【非公開】

教議第34号

請願書について（2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願）

- 1 請願者  
教科書ネット呉

2019年 5月28日

呉市教育委員会

教育長 寺本 有伸 様

## 2020年度使用小学校教科書の採択に係わる請願

教科書ネット呉

共同代表 岩崎智寧 花岡美紀

中室 茂 岸 直人

連絡先 是恒高志

文部科学省は、3月26日、2020年度使用小学校教科書の検定結果を発表しました。特筆すべきなのは、4年生と6年生の社会科教科書に自衛隊の記述が初めて登場したことです。低年齢のうちから自衛隊について詳しく説明する記述が増えていることは、安倍政権の意図がうかがわれます。

また、同じく社会科教科書の5年生、6年生で「領土問題」を記述しています。そもそも2008年改訂の前回学習指導要領社会には領土問題に関する具体的な記述はありませんでした。2014年1月5日、安倍首相は国会で、中学・高校向け学習指導要領の一部改定について、竹島と尖閣諸島を「『歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土だ』と明確に書くことで、海外で子どもたちが論争した時、しっかりと日本の考え方を述べるができる」と演説しました（朝日新聞14年1月6日付）。つまり、安倍政権の意図を受けて学習指導要領に「領土問題」が明記されるようになったと考えます。それから5年、日ロ平和条約交渉が行われている今日、安倍首相は北方領土について「わが国固有の領土」と言わないばかりか「ロシアによる不法占拠が続いている」（外務省のウェブサイト）ということさえ言わなくなりました。

教育は真実にのみ忠実であらねばならないのに対し政治は「妥協の産物」です。だからこそ政治と教育は厳に区別されなければなりません。

貴教育委員会におかれましては、民主的選挙によって成り立つ政権の意図がどうであろうとも、そのような力によって左右されないことを強く要請します。

また、2015年の中学校社会の教科書採択で、県選定資料にある視点⑩「多面的・多角的に考察させるための工夫」を排除しました。この「多面的・多角的に考察させる・・・」の視点は学習指導要領が示す公民的分野の目標（4）にあり、子どもたちが様々な意見を知り、感想を出し合って交換し、他者との違いを発見し、そして認識を高めるために大切な視点です。そして、この「視点」を排除することは、多面的に考察させることが乏しい教科書、

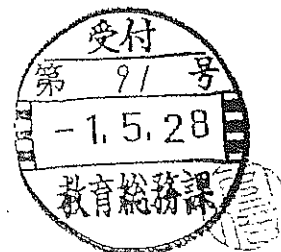
つまり一面的な見方を押しつける内容の教科書を選採させやすくすることに他なりません。現在、係争中の呉教科書裁判で訊問された小山証人は意味不明の言い訳に終始しました。このこともあって教科書の内容や採採のあり方について市民の関心が高まっている昨今、貴教育委員会がどのような基準や手順で適正に教科書を選採していくのか、子どもたちの教育に直接携わる教員そして市民の意見をどのように反映して採採していくのかが注視されています。

貴教育委員会は昨年、「透明性の確保の観点」で平成31年度使用教科書（呉市立呉高校、小中学校特別支援学級用、中学「特別の教科 道徳」）を選採するために臨時教育委員会会議を公開し、私たちはそのことを心から歓迎しました。さらに透明性を高めるために次の事をお願いいたします。

## 請願

- 1 基本的人権、平和、民主主義、多文化共生の日本国憲法の精神を尊重した小学校教科書採採を行うこと。
- 2 市長や特定の政治勢力の不当な支配を受けることなく、適正な採採を行うこと。
- 3 小学校教科書採採に係わる「視点・方法」を選定委員会で決定した後に、遅滞なく公開することにより、「視点・方法」が不当な政治支配に歪められていないことを市民に示すこと。
- 4 呉市採採規程10条にある資料について、「採採後、遅滞なく速やかに公表する」とは、翌日もしくは翌週であると考えます。そうではないならその理由を明らかにすること。

以上





教議第 35 号

呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会教職員住宅管理規則（平成 17 年呉市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 6 条関係）				別表（第 6 条関係）			
名称	所在地	使用料	備考	名称	所在地	使用料	備考
内浦教員住宅	呉市豊浜町 大字豊島字 中ノ田 9 8 6 番地の 3	7, 7 0 0 円	延べ面 積 4 1 ㎡以上 6 2 ㎡ 未満				
大浜教員住宅	呉市豊浜町 大字大浜字 浜 1 1 3 1 番地	7, 7 0 0 円	延べ面 積 4 1 ㎡以上 6 2 ㎡ 未満	大浜教員住宅	呉市豊浜町 大字大浜字 浜 1 1 3 1 番地	7, 7 0 0 円	延べ面 積 4 1 ㎡以上 6 2 ㎡ 未満
略				略			

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

内浦教員住宅を廃止するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

内浦教員住宅は、施設の老朽化が著しく、今後の利用が見込まれないため、当該施設を廃止するものです。

2 施設概要

名称	建設年度	構造	階数	管理戸数
内浦教員住宅	昭和43年度	鉄筋	2階建て	1戸

3 施行期日

公布の日から

4 位置図

